



三重県公報

平成29年7月11日 (火)

第 2919 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|---|------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 61 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (地 域 福 祉 課) | 2 |
| 告 示 | | | |
| 469 | 介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定 | (長 寿 介 護 課) | 5 |
| 470 | 介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定 | (同) | 6 |
| 471 | 介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定 | (同) | 6 |
| 472 | 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 | (障 が い 福 祉 課) | 7 |
| 473 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 | (同) | 7 |
| 474 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定 | (同) | 7 |
| 475 | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出 | (農産物安全・流通課) | 8 |
| 476 | 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 | (治 山 林 道 課) | 8 |
| 477 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 8 |
| 公 告 | | | |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 9 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 落札者を決定した旨 | (税 務 企 画 課) | 9 |
| | 同件 | (企 業 庁) | 10 |
| | 一般競争入札を行う旨 | (警 察 本 部) | 10 |

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年七月十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第六十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「十一の項」を「十二の項」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

| 区分 | 事務 | 情報 |
|-----------------------------|---|--|
| 条例別表第二の 一の項の規則で 定める事務 | 一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 | 一 生活保護法第六条第二項の要保護者に準ずる生活に困窮する外国人の要保護者又は同条第一項の被保護者に準ずる生活に困窮する外国人の被保護者であつた者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報 |
| | 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 二 外国人要保護者等に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報 三 外国人要保護者等に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報 四 外国人要保護者等に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止又は同法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報 |
| | 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 | 五 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 六 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報 |
| | 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 | 七 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて適用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報 |
| | 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 | 八 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 九 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 |

| | |
|--|---|
| <p>六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p> | <p>二十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>十 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第一条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報</p> <p>十一 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>十一 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報</p> |
|--|---|

別表第三の表第一号の項第一号中「同じ。）又は」を「同じ。）若しくは」に改め、同表第二号の項及び第三号の項を次のように改める。

| | |
|------------------------------|---|
| <p>一 条例別表第二の三の項の規則で定める情報</p> | <p>一 児童福祉法第二十四条の二第二項の障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>三 児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> |
| <p>二 条例別表第二の四の項の規則で定める情報</p> | <p>一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）に係る同法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）に係る同法第二十二條第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は同法第二十三條第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十条第七号及び第七号の二に係る部分に限る。）に係る同法第二十七條第一項第三号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>五 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）に係る同法第二十四條第五項若しくは第六項の措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> |
|--|---|

別表第三の表第四号の項中「係る精神障害者」を「係る精神障害者、当該精神障害者の扶養義務者」に改め、同表第七号の項中「同居者」を「その同居者」に改め、同表第九号の項中「若しくは第三項の支援給付又は」を「及び第三項の支援給付、」に改め、「第四条第一項の支援給付」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付」を加え、同表第十号の項第一号中「当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を「当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十九條第一項の支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。）」に改め、同項第二号中「当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を「障害児又は支給認定基準世帯員」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>十一 条例別表第二の十二の項の規則で定める情報</p> | <p>一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。）の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。）に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> |
|--------------------------------|---|

別表第四の表第一号の項中

「五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務」を

「五 生活保護法第六十二条の保護に要する費用の返還に関する事務

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務」に改め、同表第二号の項第一号中「若しくは」を「及び」に、「実施又は」を「実施、」に改め、「第四条第一項の支援給付の実施」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施」を加え、同項第二号中「（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）」を「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第四項」に改め、同項第三号中「第十四條第四項」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第四項」を加え、同項第四号中「第十四條第四項」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第四項」を加え、同項中

「五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

「五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十二条の費用の返還に関する事務

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

「五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

「五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十二条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附 則

この規則は、平成二十九年七月十八日から施行する。

告 示

三重県告示第 469 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 年 月 日 | サービスの 種 類 |
|------------|--------------------------------|----------------------------|----------------------|--------------------|--------------|
| 2470205457 | 訪問介護事業所 ライフサポート | 四日市市大矢知町 928-1 吉原コンクリート工業内 | 株式会社ライフサポート | 平成 29 年 7 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470505450 | ヘルパーステーション ユウキ | 津市藤方 2255 番地 3 | 株式会社 J S I ケアサポートユウキ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470703444 | 訪問介護事業所のろま倶楽部 | 松阪市小片野町 406-1 | 医療法人エムアンドエム会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470703444 | デイサービスのろま倶楽部 | 松阪市小片野町 406-1 | 医療法人エムアンドエム会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 通所介護 |
| 2472701180 | 地域密着型特別養護老人ホームウエルハート 明和（ユニット型） | 多気郡明和町大字志貴 1335 番地 1 | 社会福祉法人ウエルハート厚生会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 短期入所生活介護 |
| 2472701198 | 地域密着型特別養護老人ホームウエルハート 明和（多床室） | 多気郡明和町大字志貴 1335 番地 1 | 社会福祉法人ウエルハート厚生会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 短期入所生活介護 |

| | | | | | |
|------------|------------|----------------|----------------------|-----------------|----------|
| 2470505476 | ケアサポート ユウキ | 津市藤方 2255 番地 3 | 株式会社 J S I ケアサポートユウキ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 福祉用具貸与 |
| 2470505476 | ケアサポート ユウキ | 津市藤方 2255 番地 3 | 株式会社 J S I ケアサポートユウキ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 特定福祉用具販売 |

三重県告示第 470 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 年 月 日 | サービスの種類 |
|------------|------------------|-----------------------------------|----------------------------|-----------------|---------|
| 2460290287 | 居宅介護支援事業所しらゆりケア | 四日市市日永西 3-2-8 オフィススペースクリエイト 1C | 株式会社 P l a n B | 平成 29 年 7 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 2470505435 | 居宅介護支援事業所ココロノカタチ | 津市南ヶ丘 1 丁目 21-6 | 特定非営利活動法人高齢者自立支援事業所ココロノカタチ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 2470505443 | つ居宅介護支援事業所 | 津市広明町 253 番地 | 特定非営利活動法人 21 健康生きがいネットワーク | 平成 29 年 7 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 2470505468 | 居宅介護支援事業所優喜 | 津市藤方 2255 番地 3 | 株式会社 J S I ケアサポートユウキ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 2471301230 | 居宅介護支援事業所宴 | 名張市梅が丘南一番町 211 番地 | 株式会社宴 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 居宅介護支援 |

三重県告示第 471 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 年 月 日 | サービスの種類 |
|------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|--------------|
| 2470205457 | 訪問介護事業所 ライフサポート | 四日市市大矢知町 928-1 吉原コンクリート工業内 | 株式会社ライフサポート | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防訪問介護 |
| 2470505450 | ヘルパーステーションユウキ | 津市藤方 2255 番地 3 | 株式会社 J S I ケアサポートユウキ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防訪問介護 |
| 2470703444 | 訪問介護事業所のろま倶楽部 | 松阪市小片野町 406-1 | 医療法人エムアンドエム会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防訪問介護 |
| 2470505443 | つデイサービスセンター | 津市広明町 253 番地 | 特定非営利活動法人 21 健康生きがいネットワーク | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防通所介護 |
| 2470703444 | デイサービスのろま倶楽部 | 松阪市小片野町 406-1 | 医療法人エムアンドエム会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防通所介護 |
| 2472701180 | 地域密着型特別養護老人ホームウエルハート明和（ユニット型） | 多気郡明和町大字志貴 1335 番地 1 | 社会福祉法人ウエルハート厚生会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防短期入所生活介護 |
| 2472701198 | 地域密着型特別養護老人ホームウエルハート明和（多床室） | 多気郡明和町大字志貴 1335 番地 1 | 社会福祉法人ウエルハート厚生会 | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防短期入所生活介護 |
| 2470505476 | ケアサポート ユウキ | 津市藤方 2255 番地 3 | 株式会社 J S I ケアサポートユウキ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 2470505476 | ケアサポート ユウキ | 津市藤方 2255 番地 3 | 株式会社 J S I ケアサポートユウキ | 平成 29 年 7 月 1 日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

三重県告示第 472 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-------------------------|---|----------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------|
| 2450800236 | 株式会社ケア プロフェッシ ョナル | 桑名市星川 785 番地 | 放課後の家 伊 勢明野 | 伊勢市村松町 1375-6 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2450400060 | 株式会社 l e i サポート | 亀山市羽若町 805 番地 115 セジュ ール亀山E棟 103 号 | エイド | 亀山市関町木崎 269 番地 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2450200429 | 一般社団法人 ゆめ | 三重郡菰野町大 字田口 814 番地 18 | みのり | 四日市市生桑町 2212 番地 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2450200411 | 株式会社グリ ーンプラン | 四日市市中部 16 番 2 号 | 放課後等デイサ ービス ひかり ねくすと | 四日市市富州原 町 348-4 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2452200096 | K コネクト合 同会社 | 三重郡川越町大 字北福崎 76 番地 6 | おもちゃ箱かわ ごえ | 三重郡川越町大 字高松 359-4 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2450500612 | 株式会社M・ Kプランニン グ | 津市高茶屋六丁 目 11 番 5 号 | パル・キッズ・ クラブ | 津市高茶屋 6 丁 目 11 番 5 号 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 平成 29 年 7 月 1 日 |

三重県告示第 473 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サー ビスの種類 | 指 定 年 月 日 |
|------------|--------------------------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------------|--------------------|
| 2410400234 | 特定非営利活 動法人まがた ま愛育舎 | 亀山市両尾町 157 番地 | 工房えがお | 亀山市両尾町 157 番地 | 生活介護 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2420301315 | 社会福祉法人 鈴風会 | 鈴鹿市一ノ宮町 597 番地 | グループホーム すずかぜ | 鈴鹿市一ノ宮町 1918 番地 1 | 共同生活援助 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2410301325 | 株式会社らく らく | 鈴鹿市平田 1 丁 目 3-21 | 訪問介護ステ ーションらくらく | 鈴鹿市三日市 1 丁目 19-27 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2410400259 | 株式会社 Y R 55 障がい者サ ポート事務局 | 亀山市住山町 364 番地 2 | 株式会社 Y R 55 障がい者サポ ート事務局 | 亀山市住山町 364 番地 2 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2411300565 | 一般社団法人 心と歩みの輪 | 名張市東田原 1241 番地 | あゆみの輪 | 名張市東田原 1241 番地 | 就労継続支援 B型 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2412830347 | 株式会社伊勢 ライフケア | 伊勢市小俣町元 町 385-1 | 就労継続支援 B 型事業所 虹て らす | 度会郡玉城町蚊 野 2155 | 就労継続支援 B型 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| 2412720407 | 株式会社 S P A C E | 松阪市大口町 208 番地 1 | G I F T 明和 | 多気郡明和町有 爾中藤原 1434 番 1 | 就労継続支援 A型 | 平成 29 年 7 月 1 日 |

三重県告示第 474 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木英敬

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|---------------------|----------------|-----------|
| 薬局 | コスモス薬局 津城山店 | 津市城山3丁目4番26号 | 平成29年7月1日 |
| 訪問看護 | 訪問看護ステーション よいかん四日市北 | 四日市市松寺二丁目5番18号 | 平成29年7月1日 |
| 病院・診療所 | ひだまりメンタルクリニック | 鈴鹿市野村町字道喜163-1 | 平成29年7月1日 |
| 病院・診療所 | れんげの里診療所 | 津市城山1丁目12-2 | 平成29年7月1日 |
| 薬局 | ぱんだ薬局 希中央店 | 名張市希中央5番町146 | 平成29年7月1日 |

三重県告示第 475 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成14年8月6日 第12号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------------|---------------|-----------------|
| 一志東部農業協同組合 | 代表理事組合長 市川 峰男 | 松阪市嬉野権現前町464番地5 |

- 3 変更内容
農産物検査員の追加

| 氏名 | 住所 | 農産物の種類 | 証明書番号 |
|-------|----------------------|---------------------|----------|
| 横井 智哉 | ████████████████████ | もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆 | K2429104 |

三重県告示第 476 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3の規定において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市・多気郡大台町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 477 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年7月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン伊賀上野店
伊賀市上野茅町 2519 番地
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年7月11日から同年8月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年7月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------|---|--|
| 平成29年 6月16日 | 伊賀市西明寺 2808-1 ほか 3 筆 | 愛知県名古屋市中川区四女子町 1 丁目 52 ニチュMH I 中部株式会社 取締役社長 鈴木 正 司 |
| 平成29年 6月16日 | 三重郡菰野町大字吉澤字狭間 1808-1 | 三重郡菰野町大字菰野 999-1 ル・ド・ソレイ ユ菰野 703 浅井 嘉 英 浅井 多 喜 |
| 平成29年 6月23日 | 伊賀市緑ヶ丘南町 3950-1 の一部ほか 6 筆 | 大阪府大阪市北区大淀中 1 丁目 1-88 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿 部 俊 則 |
| 平成29年 6月27日 | 多気郡明和町大字齋宮字北野 3848-1 ほか 1 筆 | 松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村 林 明 和 |
| 平成29年 6月28日 | 員弁郡東員町大字山田字白草 3081-1 | 東京都豊島区東池袋 3 丁目 1-1 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤 田 貴 司 |
| 平成29年 6月28日 | 亀山市西町字大谷 556 ほか 4 筆及び御幸町字嶋田 274-1 ほか 3 筆ほか | 松阪市春日町 3 丁目 176-34 株式会社リアルジャパン 代表取締役 高 橋 栄 |
| 平成29年 6月30日 | 伊賀市佐那具町字備後坂 1606-2 の一部 | 伊賀市佐那具町 1626-7 有限会社三協 代表取締役 三 宅 良 男 |

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県総合税システムの機器更新に係る機器賃貸借及び保守業務 |
| 2 | 担当部局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階 三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成 29 年 5 月 26 日 |
| 4 | 落札者 | 愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 10 番 1 号 富士通リース株式会社中部支店 支店長 相良 長典 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 338,133,816 円 契約金額 338,133,816 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成 29 年 4 月 4 日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年三重県企業庁管理規程第 9 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成 28 年度ご発 第 1-分 0002 号 三重ごみ固形燃料発電所 RDF 焼却・発電施設定期点検整備業務 |
| 2 | 担当部局 | 桑名市多度町力尾 三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成 29 年 2 月 8 日 |
| 4 | 落札者 | 三重県四日市市浜田町 6 番 11 号 富士電機株式会社 三重営業所 所長 菅原 是善 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 709,300,000 円 契約金額 766,044,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成 28 年 12 月 20 日 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 7 月 11 日

三重県警察本部長 難 波 健 太

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 入札に付する事項 | |
| | (1) 購入物品及び数量 | 三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,849,300 kWh |
| | (2) 購入物品の特質等 | 購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。 |
| | (3) 使用期間 | 平成 29 年 11 月 1 日（水）0 時 00 分から平成 30 年 10 月 31 日（水）24 時 00 分まで |
| | (4) 需要場所 | 三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部 |
| | (5) 業種及び用途 | 官公署（事務所） |
| | (6) 供給計画等 | 調達説明書（仕様書）に示すとおりです。 |
| 2 | 入札参加者及び落札者に必要な資格 | |
| | (1) 競争入札参加資格 | |

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 平成29年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
- オ 供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成29年8月7日（月）10時00分までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出して下さい。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成29年8月29日（火）12時00分までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 電気事業法（昭和39年法律170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、平成29年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに平成29年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室管財係 担当 坂崎

電話 059-222-0110（内線）2277 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp

- (2) 契約条項を示す場所
(1)と同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から平成 29 年 8 月 23 日(水)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 29 年 8 月 9 日(水)までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 8 月 23 日(水) 14 時 00 分まで
イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 29 年 8 月 23 日(水) 14 時 00 分
なお、津塔世橋郵便局へは平成 29 年 8 月 15 日(火)から同月 23 日(水) 14 時 00 分までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受取人 三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
案件名 三重県警察本部で使用する電気 入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 29 年 8 月 23 日(水) 14 時 30 分
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部入札室
入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、平成 29 年 8 月 21 日(月) 15 時 00 分までに(1)の場所へ連絡してください。
なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知(証明書等審査結果通知書)(写し可)を持参してください。
- (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を記載するものとします。
なお、調達システムで通知される落札金額については、更に消費税及び地方消費税分が加算されていますので、当該消費税及び地方消費税分を減じた金額(入札額と同額)に落札金額を改めます。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらの者を「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、

契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求め場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 2,849,300kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Wednesday, November 1, 2017 to 12:00 P.M. on Wednesday, October 31, 2018.

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, August 23, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, August 15, 2017 and 2:00 P.M. on Wednesday, August 23, 2017.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M on Wednesday, August 23, 2017.

(6) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan
TEL:059-222-0110 EXT. 2277

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
